

障発0331第1号
令和2年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関
する基準」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17
年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく「補
装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年
厚生労働省告示第528号）の一部が、令和2年3月31日厚生労働告示第
157号により別添のとおり改正され、令和2年4月1日から適用されるこ
ととなった。

については、下記の点を御了知いただき、貴管内市町村、身体障害者更生相
談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

記

1 趣旨

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18
年厚生労働省告示第528号）について、関係団体へのヒアリング調査の結
果を踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正の概要

（1）種目の追加

補装具の種目について、「人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）」を新設し、修理基準に「人工内耳」の項目を追加。

(2) 種目の名称変更

「盲人安全つえ」を「視覚障害者安全つえ」に改称。

(3) 用語の整理

- ・別表の1の購入基準について、「眼鏡」の「遮光用」の項中に「掛けめがね式」を追加。
- ・別表の3の修理基準について、「眼鏡」の項中に「遮光用レンズ交換」を追加。

3 運用上の留意事項

補装具製作業者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。